

## 令和 8・9 年度 入札参加資格審査の基準（建設工事以外）

令和 8・9 年度の測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達、役務提供に係る入札参加資格審査の基準は、大館市資格審査委員会の決定に基づき、以下のとおりとする。

なお、この基準の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

### 記

1. 入札参加資格審査を行う登録項目は、業務種別ごとに別表 1 から 3 の左欄（「登録項目」欄）に掲げるとおりとする。

ただし、測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達に係る入札参加資格審査は、登録項目を細分化した小項目ごとに行うものとする。

2. 入札参加資格審査を申請する者が備えるべき要件（以下「申請要件」という。）は、以下のとおり取り扱う。

(1) 各業務種別若しくは登録項目に係る申請要件は、それぞれ別表 1 から 3 の右欄（「申請要件等」欄を指す。以下同じ。）に掲げる。

(2) 別表 1 から 3 の右欄中の記載事項に関する用語の定義を以下のとおりとする。

#### ア 必須

当該業務種別又は登録項目について入札参加資格審査の申請を行う場合に、申請者として必ず備えるべき申請要件を指す。

当該申請要件を備えていない場合は、当該業務種別又は登録項目に係る入札参加資格は認められない。

#### イ 任意

当該登録項目について入札参加資格審査の申請を行う場合に、申請者として備えることが望ましい申請要件を指す。

当該申請要件を備えていなくとも、当該業務種別又は登録項目に係る入札参加資格は認められる（実際の入札及び見積合わせ等に参加することができないことがあるので注意すること。）。

#### ウ 例示・必須

当該登録項目について入札参加資格審査の申請を行う場合に、申請者として必ず備えるべき申請要件のうち主なものを例示していることを表す。

例示された申請要件に該当する物品や業務を取り扱う場合に限り、当該例示

された申請要件を備えていなければ、当該業務種別又は登録項目に係る入札参加資格を認められない（当該「例示・必須」とされる申請要件を満たしていないことをもって、ただちに入札参加資格を認めないものではないことに注意。）。

また、例示されたもの以外に法令等の定めにより「必須」とされるべき申請要件がある場合においては、当該申請要件を備えていない場合は、当該業務種別又は登録項目に係る入札参加資格は認められない。

#### エ 例示・任意

当該登録項目について入札参加資格審査の申請を行う場合に、申請者として備えることが望ましい申請要件のうち主なものを例示していることを表す。

当該例示された申請要件を備えていなくとも、当該業務種別又は登録項目に係る入札参加資格は認められる（実際の入札及び見積合わせ等に参加することができないことがあるので注意すること。）。

- (3) 別表1から3の右欄において「必須」とされた申請要件（「例示・必須」とされた申請要件を含む。）が、法令等の改正等により「任意」又は「例示・任意」とされるべき申請要件となった場合には、当該申請要件の取扱いについては、上記(2)イ又はエによるものとする。
- (4) 別表1から3の右欄において「任意」とされた申請要件（「例示・任意」とされた申請要件を含む。）が、法令等の改正等により「必須」又は「例示・必須」とされるべき申請要件となった場合には、当該申請要件の取扱いについては、上記(2)ア又はウによるものとする。
- (5) 別表1から3の右欄に「-（ハイフン）」が表示されている場合であっても、法令等の定めにより「必須」とされるべき申請要件がある場合においては、当該申請要件を備えていない場合は、当該業務種別又は登録項目に係る入札参加資格は認められない。

別表1 測量及び建設コンサルタント等業務

| 登録項目                |  | 申請要件等   |
|---------------------|--|---|
| 大項目                 | 小項目  |   |
| 測量業務                | 測量一般<br>地図の調製<br>航空測量  | <b>(必須)</b><br>測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく登録を受けていること。                       |
| 土木関係<br>建設コンサルタント業務 | 河川・砂防及び海岸・海洋<br>港湾及び空港<br>電力土木<br>道路<br>鉄道<br>上水道及び工業用水道<br>下水道<br>農業土木<br>森林土木<br>水産土木<br>造園<br>都市計画及び地方計画<br>地質<br>土質及び基礎<br>鋼構造及びコンクリート<br>トンネル<br>施工計画・施工設備及び積算<br>建設環境<br>機械<br>電気電子<br>廃棄物 | <b>(任意)</b><br>建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条に基づく登録を部門ごとに行っていること。 |

| 登録項目                |   | 申請要件等  |
|---------------------|---|--|
| 大項目                 | 小項目   |  |
| 建築関係<br>建設コンサルタント業務 | 建築一般<br>意匠<br>構造<br>暖冷房<br>衛生<br>電気<br>建築積算<br>機械積算<br>電気積算<br>工事監理（建築）<br>工事監理（電気）<br>工事監理（機械）<br>調査<br>耐震診断<br>地区計画及び地域計画 | <b>(必須)</b><br>建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく登録を受けていること。 |

| 登録項目        |  | 申請要件等   |
|-------------|--|---|
| 大項目         | 小項目  |   |
| 地質調査業務      | 地質調査   | <p><b>(必須)</b></p> <p>地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に基づく登録を行っていること。</p>          |
| 補償コンサルタント業務 | 土地調査<br>土地評価<br>物件<br>機械工作物<br>営業補償・特殊補償<br>事業損失<br>補償関連<br>総合補償 | <p><b>(任意)</b></p> <p>補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に基づく登録を部門ごとに行っていること。</p> |

別表2 物品調達

| 登録項目       |  | 申請要件等 |
|------------|--|-------|
| 大項目        | 小項目  |       |
| 文具・事務用機器類  | 文具・事務用品<br>印章、ゴム印<br>コンピュータソフト<br>OA機器<br>OA関連品<br>事務用機器<br>オフィス家具<br>その他文具・事務用機器類 | -     |
| 写真類        | 写真用品<br>現像・焼付・スライド作成<br>その他写真類   | -     |
| 電気・通信機器    | 家庭電気器具<br>照明器具<br>放送・音響機器<br>電話機（携帯含む）・FAX<br>無線通信機器<br>その他電気・通信機器                 | -     |
| 運動具・教材・楽器類 | 学校教材・用品<br>保育教材・用品・玩具<br>楽器・音楽用品<br>スポーツ用品   | -     |

| 登録項目       |  | 申請要件等  |
|------------|--|--|
| 大項目        | 小項目  |  |
| 運動具・教材・楽器類 | 体育器具<br>遊具<br>その他運動具・教材・楽器類                  | -  |
| 厨房類        | 調理器具<br>厨房機器<br>食器類<br>その他厨房用品               | -  |
| 医療機器・保健用品類 | 医療機器   | <b>(例示・必須)</b><br>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく薬局開設許可、医薬品販売業許可、高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業許可、医療用具専門修理業許可、又は動物用医薬品（店舗/配置/特例店舗/卸売）販売業許可を受けていること。<br>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく管理医療機器販売業届出を行っていること。 |
|            | 検査機器<br>衛生用品<br>介護用品<br>健康器具<br>その他医療・保健関連用品 | -  |

| 登録項目   |  | 申請要件等   |
|--------|--|---|
| 大項目    | 小項目  |   |
| 薬品類    | 医療薬品<br>工業薬品<br>農業薬品                       | <p><b>(例示・必須)</b></p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく薬局開設許可、医薬品販売業許可、高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業許可、医療用具専門修理業許可、又は動物用医薬品（店舗/配置/特例店舗/卸売）販売業許可を受けていること。</p> <p>(2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒劇物（一般/農業用品目/特定品目）販売業登録を受けていること。</p> <p>(3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に基づく麻薬卸（小）売業者免許を受けていること。</p> <p>(4) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく覚醒剤原料取扱者指定を受けていること。</p> <p>(5) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく肥料販売業務開始届を行っていること。</p> <p>(6) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬販売業者届を行っていること。</p> |
|        | その他薬品                                      | -   |
| 冷暖房類   | 暖房機器<br>冷房・空調機器<br>給湯機器<br>ボイラー<br>その他冷暖房類 | -   |
| 被服・靴・鞆 | 作業服・防寒着<br>制服<br>帽子                        | -   |

| 登録項目     |  | 申請要件等  |
|----------|--|--|
| 大項目      | 小項目                                      |  |
| 被服・靴・鞆   | 履き物<br>靴<br>その他被服等                       | -  |
| インテリア・寝具 | 畳<br>カーテン・ブラインド<br>寝具類<br>その他室内装飾用品      | -  |
| 家具・什器類   | 木製家具<br>木工家具<br>鋼製家具<br>建具等<br>その他家具・什器類 | -  |
| 燃料類      | ガソリン<br>重油<br>軽油<br>灯油<br>LPガス等          | <p><b>(例示・必須)</b></p> <p>(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく高圧ガス製造事業・販売営業許可を受けていること。</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく液化石油ガス製造事業・販売事業許可、液化石油ガス保安機関認定を受けていること。</p> <p>(3) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）に基づく揮発油販売業登録を受けていること。</p> <p>(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）に基づく石油販売業届出を行っていること。</p> |
|          | ペレット<br>その他燃料類                           | -  |

| 登録項目      |  | 申請要件等  |
|-----------|--|--|
| 大項目       | 小項目  |  |
| 食料品類      | 食料品<br>給食用食材   | <b>(例示・必須)</b><br>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業、食品販売業、食品製造業のいずれかの届出を行っていること。                 |
|           | その他食料品類  | -  |
| 車両類       | 自動車<br>トラック<br>バス<br>自動二輪<br>自転車<br>タイヤ<br>車両関連部品・用品 | -  |
|           | 車両の修理・点検等  | <b>(例示・必須)</b><br>道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく自動車特定整備事業認証、指定自動車整備事業指定、優良自動車整備事業者認定を受けていること。 |
|           | その他特殊車両  | -  |
| 建設・産業機械類  | 建設機械<br>工作機械<br>農作業機械<br>その他建設・産業機械類                 | -  |
| その他の機械器具類 | 環境衛生機器<br>光学機器<br>物流機器<br>理化学機器                      | -  |

| 登録項目      |  | 申請要件等  |
|-----------|--|--|
| 大項目       | 小項目  |  |
| その他の機械器具類 | 計測量機器  | (例示・必須)<br>計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量器販売等事業の届出を行っていること。                                       |
|           | 交通安全器具<br>その他機械器具  | -  |
| 建設資材      | 舗装材<br>セメント・二次製品<br>鋼材・鋳物                                      | -  |
|           | 砂利・採石・砂  | (例示・必須)<br>(1) 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく登録を受けていること。<br>(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく登録を受けていること。 |
|           | 木材・竹材<br>ガラス<br>塗料<br>融雪・凍結防止剤<br>建材<br>石材<br>その他建設資材          | -  |
| 消防器具・保安標識 | 消火器<br>消防ポンプ<br>消防用車両<br>消防設備<br>保安標識等<br>防災機器<br>その他消防器具・保安標識 | -  |

| 登録項目 |  | 申請要件等   |
|------|--|---|
| 大項目  | 小項目  |   |
| 古物商  | 中古車両<br>中古機械<br>リサイクル用品  | <b>(例示・必須)</b><br>古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく古物商営業許可を受けていること。       |
| 量水器  | 量水器  | -   |
| その他  | 秋田県証紙等<br>生花<br>鍵用品<br>看板・プレート類<br>ギフト用品・記念品<br>ゴム製品<br>樹木草類・肥料・園芸用品<br>選挙用品             | -   |
|      | 電力供給   | <b>(例示・必須)</b><br>電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく小売電気事業を営もうとする者の登録を受けていること。 |
|      | 時計・貴金属・装身具<br>図書・電子出版物等<br>日用雑貨類<br>旗・幕・のぼり・テント<br>美術工芸品・伝統工芸品<br>包装用品等<br>木工製品<br>物置・倉庫 | -   |

| 登録項目   |   | 申請要件等 |
|--------|---|-------|
| 大項目    | 小項目                                     |       |
| その他    | 家庭用金物・家庭用工具<br>皮革製品・合成皮革製品<br>上記に属さない物品 | -     |
| フォーム印刷 | 連続用紙、圧着はがき、OCR等                         | -     |
| その他の印刷 | 一般印刷、封筒、シール印刷等                          | -     |

別表3 役務提供

| 登録項目       | 申請要件等   |
|------------|---|
| 建築物等清掃     | <p><b>(例示・任意)</b></p> <p>(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。</p> <p>(2) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療関連サービスマーク（院内清掃業務）の認定を受けていること。</p> |
| 受水槽・高架水槽清掃 | <p><b>(例示・任意)</b></p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生総合管理業又は建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けていること。</p>  |
| 浄化槽清掃      | <p><b>(必須)</b></p> <p>浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき浄化槽清掃業の許可を受けていること。</p>  |
| 下水路・下水管等清掃 | -   |
| 建築物設備点検    | -   |
| 暖房機分解整備    | -   |
| 自動ドア保守点検   | -   |
| 昇降機保守点検    | -   |
| 消防設備点検     | -   |
| 地下タンク等点検   | <p><b>(例示・任意)</b></p> <p>危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の6に基づく定期点検を行う技能を有する者として、地下タンク等定期点検事業者認定を受けていること。</p>  |
| 浄化槽保守点検    | <p><b>(必須)</b></p> <p>浄化槽法の規定に基づき浄化槽保守点検業の許可を受けていること。</p>   |

| 登録項目      | 申請要件等   |
|-----------|---|
| 電気工作物保安管理 | <p><b>(必須)</b><br/>電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2第1号に規定する電気主任技術者の資格を有する個人又は同条第2号に規定する要件を満たす法人であること。</p>  |
| 建築物害虫等駆除  | <p><b>(例示・任意)</b><br/>建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生総合管理業又は建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けていること。</p>   |
| 機械警備      | <p><b>(必須)</b><br/>警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の警備業者認定を受け、同法第40条に基づく機械警備業の届出を行っていること。</p>  |
| 人的警備      | <p><b>(必須)</b><br/>警備業法第4条の警備業者認定を受けていること。</p>  |
| 樹木剪定・維持管理 | <p><b>(必須)</b><br/>建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく造園工事業の許可を有すること。又は造園業を営む者(造園施工管理技士又は2級以上の造園技能士を社員として雇用していること。)であること。</p>  |
| 芝生管理      |   |
| 除草        | -   |
| 除雪        | -   |
| 森林造成      | -   |
| 環境調査・環境測定 | <p><b>(例示・必須) ※ただし、(5)については「任意」</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計量法(平成4年法律第51号)に基づく(特定)計量証明事業の登録を受けていること。</li> <li>(2) 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質検査機関の登録を受けていること。</li> <li>(3) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく土壌汚染状況調査機関の指定を受けていること。</li> <li>(4) 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)に基づく作業環境測定機関の登録を受けていること。</li> <li>(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物空気環境測定業又は建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。</li> </ol> |

| 登録項目      | 申請要件等  |
|-----------|--|
| 漏水調査      | -  |
| 掲示板設置     | -  |
| 防雪柵設置     | <p><b>(必須)</b><br/>建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業又はとび・土木工事業の許可を有すること。</p>   |
| 一般廃棄物収集運搬 | <p><b>(必須)</b><br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。</p>  |
| 一般廃棄物処分   | <p><b>(必須)</b><br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けていること。</p>  |
| 産業廃棄物収集運搬 | <p><b>(必須)</b><br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。</p>  |
| 産業廃棄物処分   | <p><b>(必須)</b><br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けていること。</p>  |
| 輸送・配送     | <p><b>(例示・必須)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送業許可を受けていること。</li> <li>(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般（乗合・貸切・乗用）旅客自動車運送業許可を受けていること。</li> <li>(3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく貨物軽自動車運送事業届出を行っていること。</li> </ol> |
| 賃貸借       | <p><b>(例示・必須)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業の許可を受けていること。</li> <li>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく管理医療機器賃貸業の届出を行っていること。</li> </ol>                        |

| 登録項目          | 申請要件等   |
|---------------|---|
| 情報処理・ソフトウェア開発 | <p><b>(例示・任意)</b><br/>           一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与を受けていること。</p>  |
| 人材派遣          | <p><b>(必須)</b><br/>           労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく一般労働者派遣事業許可を受けていること。</p>  |
| 不動産鑑定         | <p><b>(必須)</b><br/>           不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条に基づく登録を受けていること。</p>   |
| 登記手続等         | <p><b>(必須)</b><br/>           実施する業務の種類に応じて、下記のいずれかの要件を満たすこと。<br/>           (1) 不動産の表示に関する登記手続等：土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に基づく登録を受けていること。<br/>           (2) 不動産に対する権利に関する登記手続等：司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条に基づく登録を受けていること。</p> |
| 給食調理配送等       | -   |
| クリーニング        | <p><b>(例示・必須)</b><br/>           クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に基づくクリーニング所開設の届出を行っている者</p>  |
| 小規模修繕等        | -   |
| その他           | -   |